

令和 8 年 7 月 14 日

江戸川区小規模事業者の継続申請手続きのお知らせ

江戸川区小規模事業者登録制度は、**本年 9 月 30 日**で現在の登録が満了します。このため令和 8 年 10 月 1 日以降の登録を希望される事業者は、あらためて登録の申請が必要です。下記のとおり、継続の手続きをお願いいたします。

1. 受付期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）

2. 提出書類

- （１）小規模事業者登録申請書（様式 1）別紙（申立書）
（次ページ以降の書類を提出願います）
- （２）法人または個人を証する書類（発行日から 3 ヶ月以内）
 - ・ 法人の方.....履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
 - ・ 個人の方（商号登記あり）.....履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
 - ・ 個人の方（商号登記なし）.....住民票の写し
- （３）必要な許可等を証する書類（建設業許可等） 該当する方のみ

3. 提出先

江戸川区総務部契約課契約係
〒132-8501
江戸川区中央一丁目 4 番 1 号（区役所 3 階 6 番）
電話：03-5662-1005（直通）

提出方法は、原則、**郵送**といたします。

4. 登録有効期間

令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 11 年 9 月 30 日

5. 注意事項（希望業種の追加について）

既に江戸川区小規模事業者登録制度により登録している事業者において、希望業種を追加したい場合は、以下の書類を提出する必要があります。

- A 登録情報更新年：追加したい業種を含めた全ての希望業種を記載した申請書
- B 更新年以外の年：追加したい業種を記載した変更届

上記書類の受付期間は、いずれも**8月の1か月間のみ**です。受付期間外の業種の追加はできませんのでご注意ください。

更新年とは、業者登録有効期間の最終年です。

A により希望業種の追加が適用されるのは、更新後（更新年の 10 月 1 日から）になりますのでご注意ください。

B による希望業種の追加は、変更手続き完了後に適用されます。